

院内感染対策に関する取り組み事項

1. 感染症対策に関する基本的な考え方

病院における院内感染の防止に留意し、感染等発症の際にはその原因の特定、制圧、終息を図ることは病院にとって重要であります。このため、院内感染防止対策を全病院従業員が把握し、この指針に則った医療を患者様に提供出来るよう取り組みます。

2. 院内感染対策のための委員会等の組織に関する基本的事項

院内感染は、様々な要因が複雑に関連して発症するため、病院各部の職員が職種横断的に協力し、予防対策を効果的に行っていく組織として「北斗わかば病院院内感染対策委員会」を設置し、毎月1回定期的に会議を開催して院内感染予防対策の策定と推進を行っています。また、緊急時には、臨時に同委員会を開催いたします。

3. 院内感染対策のための病院従業員に対する研修に関する基本方針

- 1) 院内において、院内感染に関する知識・技能習得のため年2回程度研修会を開催します。
- 2) 外部研修へ医療従事者を積極的に参加させるよう努めます。

4. 感染症の発生状況の報告に関する基本方針

院内感染の発生の予防および蔓延の防止を図るため、病院における感染症の発生状況を、週1回ごとに「感染情報レポート」として関係各部署に周知するほか、必要な場合は、紙面情報として病院従業員に周知し、リアルタイムな情報の共有に努めます。

5. 院内感染発生時の対応に関する基本指針

感染症患者が発生した場合は、次の対応を行い、かつ届出義務のある感染症患者が発症した場合には、感染症法に準じて行政機関に報告します。

なお、感染症患者とは、感染症の予防および感染症の患者に対する医療に関する法律（以下「感染症法」という。）に規定されている対象疾患や院内感染の恐れがあると判断される者すべてをいいます。

(1) 通常時の対応

感染症患者が発症した場合は、担当医または看護課長から院内感染対策委員会に報告するとともに「感染症発生報告書」を提出します。

(2) 緊急時（重大な院内感染等の発生）の対応

感染症患者の発生の緊急時（重大な院内感染等の発生）には、担当医または看護課長から院内感染対策委員会に直ちに報告し、速やかな対策を講じます。

6. 患者等に対する指針の閲覧に関する基本方針

この指針は、患者様等に感染対策への理解と協力を得るため、院内掲示等に掲載などを行い、積極的な閲覧の推進に努めます。

7. 病院における院内感染対策の推進のための必要な基本方針

院内感染対策の推進のため、「院内感染対策マニュアル」を整備し、病院従業員への周知徹底を図ります。また、マニュアルの定期的見直しを行います。

8. 委員会の下部組織として、院内感染対策の立案、実行、評価など実践的活動をする院内感染対策チーム（ICT）を設置する。

9. 感染対策向上加算1を届出している医療機関主催のカンファレンスに年4回以上参加する（内1回は、新興感染症想定訓練）。

感染対策向上加算1施設の訪問指導の評価による改善活動を行う。

年4回以上感染対策向上加算1施設に抗菌薬適正使用の状況、耐性菌検出状況を報告し、アドバイスを受ける。

10. 抗菌薬適正使用のための方策

- 1) 特定抗薬菌の選定をする
- 2) 特定抗菌薬の届出制について
- 3) 抗菌薬適正使用のためのチェック項目
- 4) 抗MRSA薬はTDMを行う